

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7年 8月 6日

契約事務受任者

名古屋市総務局長 高 田 克 己

1 入札に付する事項

(1) 件名	文書管理システムに係るソフトウェア及びネットワーク機器等賃貸借
(2) 履行場所	入札説明書による。
(3) 履行内容	入札説明書による。
(4) 契約期間	契約締結の日から令和12年12月31日まで
(5) 借入期間	令和 8年 1月 1日から令和12年12月31日まで
(6) 予定価格	非公表
(7) 総合評価落札方式	対象としない。
(8) 長期継続契約	地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3に基づく長期継続契約
(9) 事業所管局	総務局

2 競争入札参加資格に係る事項

(1) 申請年度	令和 7年度及び令和 8年度
(2) 申請区分	物件の買入れ又は物件の借入れ
(3) 申請品目	物件の借入れ
(4) 履行実績	当該借入物件の仕様と同種同程度以上の機器について自治体への納入及びそれらの機器の 1年以上の継続した保守運用（委託契約会社による保守運用を含む。）を行った実績があることを証明できる者であること。

3 入札手続等に係る事項

(1) 確認申請書等の提出 期間	公告の日から令和 7年 8月21日 午後 5時00 分まで
(2) 質問期限	令和 7年 9月11日 午後 5時00分まで
(3) 回答期限	令和 7年 9月16日 午後 5時00分まで
(4) 電子入札システム又 は持参による入札書 の提出期間	令和 7年 9月17日 から 同月25日 午前10時00分まで
(5) 郵送による入札書の 到達期限	令和 7年 9月24日 午後 5時00分まで
(6) 開札日時	令和 7年 9月25日 午前11時00分
(7) 予定価格の区分	単価（月額賃借料）で定める。
(8) 積算内訳書の提出	必要としない。
(9) 調査基準価格	対象としない。
(10) 失格基準価格	対象としない。
(11) 競争入札参加資格 新規申請期限	令和 7年 8月21日 午後 5時00分まで

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市総務局行政DX推進部法制課

（名古屋市役所本庁舎 1階）

電話 052-972-2246

メールアドレス a2246@somu.city.nagoya.lg.jp

5 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名

停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「物件の買入れ又は物件の借入れ」の品目「物件の借入れ」の競争入札参加資格を有すると認定され、登録された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 当該借入物件の仕様と同種同程度以上の機器について自治体への納入及びそれらの機器の 1年以上の継続した保守運用（委託契約会社による保守運用を含む。）を行った実績があることを証明できる者であること。

- (10) 当該借入物件の仕様に合致する機器を指定期日までに納入可能であることを証明できる者であること。
- (11) 当該借入物件の保守運用のための拠点等（委託契約会社を含む。）を有し、迅速な保守運用を行うことが可能であることを証明できる者であること。

6 入札手続等

(1) 入札方法

入札は 3(7) に掲げる区分により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該員額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の 100に相当する金額を記した入札書を提出すること。

(2) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出及び入札を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。なお、電子入札システムにより難しい場合は、確認申請書の提出及び入札を紙により行うことができる。

(3) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(4) 確認申請書等の提出

ア 本公告に係る入札に参加しようとする者は、確認申請書及び本公告に示す調達を履行する能力を有することを確認するための書類（以下「確認申請書等」という。）を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による確認申請書等を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）することができる。

なお、確認申請書等に関し、説明又は追加資料の提出を求められた場合は、その求めに応じなければならない。また、イの期間に確認申請書

等を提出しない者及び提出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

イ 確認申請書等の提出期間及び提出場所等

(ア) 電子入札システムによる場合の提出期間

3(1) のとおり（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）。

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 (ア) に同じ

b 提出場所 4に同じ

(ウ) 郵送による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間 (ア) に同じ

b 提出先 4に同じ

ウ 一度提出された確認申請書等の書換え又は引換えは認めない（本市からの指示があった場合を除く。）。

(5) 本公告に対する質問

ア 質問方法

質問は電子入札システムにより送信すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、電子メールにより質問を行うことができる。

イ 質問期限

3(2) のとおり。

ウ 質問に対する回答

電子入札システムにより回答し、閲覧に供するほか、調達情報サービスに回答を掲載する。併せて仕様書の補足資料等が掲載されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

電子メールにて質問を受け付けた場合には、質問者には上記の他に個別に電子メールにて回答する。

エ 回答期限

3(3) のとおり。

(6) 入札書の提出

ア 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）することができる。

イ 入札書の提出期間及び提出場所等

(ア) 電子入札システムによる場合の提出期間

3(4) のとおり（名古屋市の休日を除く。）。

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 (ア) に同じ

b 提出場所 4に同じ

(ウ) 郵送による場合の提出期限及び提出先

a 提出期限 3(5) のとおり。

b 提出場所 4に同じ

ウ 一度提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時 3(6) のとおり。

イ 開札場所 4に同じ

7 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 入札結果の公表

入札結果は、契約締結後、名古屋市ホームページの調達情報サービスにおいて公表する。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

有。ただし、入札保証金にあっては名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第 5条の規定に該当する場合に、また、契約保証金にあっては同規則第31条の規定に該当する場合に、それぞれを免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。再度入札を行う場合は、初度入札の開札時に再入札書受付開始予定日時及び再入札締切予定日時を通知するので、指定日時までに再度入札を行うこと。

なお、再度入札は原則として 2回を限度とする。

初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することはできない。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

3(7) のとおり。

(7) 競争入札参加資格審査の申請

本公告に係る入札に参加を希望する者で、確認申請書等の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を 3(11)に掲げる期限までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公告に係る入札に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課

(名古屋市役所西庁舎11階)

電話 0570-001-279

(8) 調達手続の停止等

本公告に示した調達に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Server equipment and software for the Document Management System construction, 1 set

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification by electronic bidding system:

5:00 p.m., 21 August 2025

(3) Deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system:

10:00 a.m., 25 September 2025

(tenders submitted in person are due the same time as those submitted via the electronic bidding system, but tenders submitted by mail are due by 5:00 p.m., 24 September 2025)

(4) Contact point for the notice:

Legislation Division, Administration Digital Transformation
Promotion Department, General Affairs Bureau,
City of Nagoya

1-1, Sannomaru 3-chome, Naka-ku, Nagoya 460-8508 Japan

Tel:052-972-2246